

国民健康保険制度における国庫負担率の引上げ及び少子化対策に資する改革を求める意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度であり、被用者保険に加入していない全ての人を対象とする医療保険制度です。しかし、国保加入者の多くが高齢者や非正規労働者、年金生活者等の低所得者で占められており、少子高齢化・人口減少が進む中で構造的な課題が顕在化しています。被用者保険と比べて保険税は著しく高く、被保険者は負担能力の限界となる重い保険税を強いられています。

さらに他の保険にない均等割は、特に子育て世帯の負担を重くしており、少子化対策に逆行するものです。公的医療保険は国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、国民皆保険制度の根幹に関わる問題です。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険によって保険税負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも必要不可欠です。

こうした構造的課題は国も認識しており、構造改革に必要な「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」を令和6年6月26日に示しています。この国の方針に従い、既に法定外繰入を行っていない自治体の国保加入者には、大変に重い保険料負担となっています。構造改革への道のりが長引くようであれば、先行自治体の被保険者の負担軽減のための財政措置も必要と考えます。

国は速やかに、全国知事会や全国市長会が求めている国庫負担の拡充と国民健康保険の構造的改革がいち早く行える環境整備を行うことを強く求めます。昨今の物価高騰に加え、重い負担となっている保険料が市民生活を脅かすことがないよう、そして、国民の命と健康を守る国民皆保険制度が持続可能な制度となることを求め、東大和市議会は国に対し、次のとおり要望するものです。

- 1 公費投入・国庫負担の割合を増やすこと。低所得者が多いにもかかわらず保険税負担が著しく高いという構造的課題を解決し、国民健康保険制度の財政基盤を強化すること。
- 2 均等割の廃止・軽減を拡充すること。少子化対策の観点から、18歳までの子どもの均等割を廃止または大幅に軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和7年9月25日

(送付日) 令和7年9月29日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣